令和３年６月18日

神奈川県行政書士会

会長　田後　隆二　様

神奈川県知事　黒岩　祐治

（公　印　省　略）

まん延防止等重点措置に係る協力のお願いについて

　日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和３年６月17日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和３年７月11日まで延長されました。それを受け、令和３年６月18日に県対策本部会議を開催し、６月21日から対象区域を横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては引き続き、法第31条の６第１項に基づき、５時から20時までの営業時間短縮（カラオケ設備の提供は終日停止）、酒類を提供する場合は、11時から19時まで（ただし、滞在時間は90分以内、利用人数は１組４名以内、感染防止対策基本４項目(※)の遵守を条件）とするよう要請を行います。

その他区域の飲食店等に対しては、７月11日までの間、法第24条９項に基づき、５時から21時までの営業時間短縮（カラオケ設備の提供は終日停止）、酒類を提供する場合は11時から20時まで（ただし、滞在時間は90分以内、利用人数は１組４名以内、感染防止対策基本４項目(※)の遵守を条件）とするようお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

(※) 「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」

別添

　１　知事メッセージ

　２　神奈川県実施方針

　３　(別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

政策局政策法務課

訟務グループ　吉原

045-210-2420　　(内線2422)